



災害対策基本法改正後の 災害弱者への支援体制は

畑井 陽子

●コロナ禍の災害弱者支援について

Q 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、障がい者などの避難行動要支援者への避難支援を実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成が努力義務化された。本市の取り組み状況は。

A 地域の実情を踏まえ、危険区域居住者やひとり暮らしの方など、計画作成の優先度が高い方や対象地区の選定に向け、検討を進めている。

●綾瀬市の農業政策と有機農業について

Q 本市が緑豊かであり続けるためには、今後の農業政策は重要である。環境保全などの観点から、有機農業を取り入れていく考えはあるか。

A 本市の農地は比較的密集しており、病害虫が発生すると近隣の畑への影響が避けられず、営農活動が困難となる。農業者などの意向を鑑み、適切な支援を実施していく。

Q 農地が農地であるための施策として、道の駅との関わりをどう考えているか。

●業について

A 道の駅には直売所を設ける予定であり、生産者と消費者をつなぎ地産地消の理解を深めるものと考えている。

痛ましい事故を減らすため 交通安全対策の充実を

公明党 三谷 小鶴

●交通安全対策について

Q 歩道のある交差点で歩行者の安全を守るため、車止めポールを増設している。ポールは夜間には見えづらい茶色だが、色の選定方法は。

A 市公施設設景観ガイドラインに基づき決定しており、反射テープを使用し、夜間の視認性向上に努めている。

Q 横断歩道で歩行者が巻き込まれる事故が全国で多発している。安全に渡れるように、横断旗の活用や手上げ横断を行うよう、児童・生徒に

●指導していく考えは。

A 安全に横断する有効な手段であり、交通安全対策の一つとして伝えていきたい。

Q 児童・生徒の登下校時には、通学路での見守り活動が行われている。横断歩道での旗振りなどの参考となる、本市独自のハンドブックや動画を作成し、見守りをする方への配付やホームページなどで公開していく考えは。

A 現時点で作成する予定はないが、国で作成している登下校見守り活動ハンドブックの周知を検討していく。



4月22日、「市民ホールコンサート」が開催されました<市役所1階市民ホールにて>

Q 各種困窮対策がされてきたが、学生への支援が抜けている。返済の必要がない給付型奨学金制度を始めては。

●コロナ禍での困窮者対策の充実を

A 日本学生支援機構などの奨学金やひとり親世帯への就学資金の貸し付けがあり、現在、実施は考えていない。

●就学援助制度の「修学旅行費」を旅行前支給に改善を

Q 中学生の保護者負担は約9万円にもなり、4カ月後支給では家計が苦しい。事前支給や委任払いにしては。

●生活困窮者の窓口を誰もが相談しやすい名称に変更

A 名称変更の検討はしているが、結論が出ていない。案内のチラシにイラストを用いるなどの検討を進めている。

Q 新型コロナウイルスで自宅療養中の高齢者が、体調悪化で死亡した事例があった。市は自宅療養者へどう支援したか。

●自宅療養で悪化し死亡した事例について

A こころの相談チャットを配布し、物資を希望する方には玄関先まで届けている。今後は地域療養を継続するため、医師会などと連携を行い、収束に向けて取り組む。

●世界情勢の変化による影響

Q クライナ侵攻が行われ、原油価格の高騰や企業活動などに影響が出始めている。現状をどう考え、対応していくか。

●住民票等電子申請の現状と今後の方向性について

Q 電子申請手続きを行うに当たり、マイナンバーカードを使用するものとし、その違いは。また、今後さらに多くの手続きを電子申請化していくが、どう進めるか。

Q 国の関連法案などに注視し、今後、市としてどのような対応が必要か考えていく。現在、ロシアによるウ

●税金がスパイ企業に使用される危険性など、経済安全保障に関わる案件を相談できる自治体向けの相談窓口を設置するよう国に求めないか。

A 国の関連法案などに注視し、今後、市としてどのような対応が必要か考えていく。現在、ロシアによるウ

●税金がスパイ企業に使用される危険性など、経済安全保障に関わる案件を相談できる自治体向けの相談窓口を設置するよう国に求めないか。

A 国の関連法案などに注視し、今後、市としてどのような対応が必要か考えていく。現在、ロシアによるウ

●税金がスパイ企業に使用される危険性など、経済安全保障に関わる案件を相談できる自治体向けの相談窓口を設置するよう国に求めないか。

A 国の関連法案などに注視し、今後、市としてどのような対応が必要か考えていく。現在、ロシアによるウ

Q 申請時に本人確認が必要であるかによる違いである。また、利用件数が多くなる。市民の利便性向上につながるものを優先して進めていく。

●税金がスパイ企業に使用される危険性など、経済安全保障に関わる案件を相談できる自治体向けの相談窓口を設置するよう国に求めないか。

A 国の関連法案などに注視し、今後、市としてどのような対応が必要か考えていく。現在、ロシアによるウ

●税金がスパイ企業に使用される危険性など、経済安全保障に関わる案件を相談できる自治体向けの相談窓口を設置するよう国に求めないか。

A 国の関連法案などに注視し、今後、市としてどのような対応が必要か考えていく。現在、ロシアによるウ

●税金がスパイ企業に使用される危険性など、経済安全保障に関わる案件を相談できる自治体向けの相談窓口を設置するよう国に求めないか。

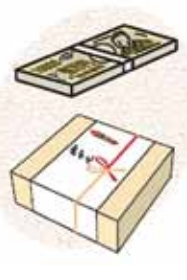
A 国の関連法案などに注視し、今後、市としてどのような対応が必要か考えていく。現在、ロシアによるウ

これらに違反すると罰せられます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます)を出すことは禁止されています。

◆時候のあいさつ状などの禁止



議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。

◆議員への寄付勧誘・要求の禁止

公職選挙法による 禁止行為

◆議員の寄付禁止